

千葉県法定外水路占用等事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県法定外水路条例（平成17年千葉県条例第18号。以下「条例」という。）及び千葉県法定外水路条例施行規則（平成17年千葉県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、占用等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

3 占用等の許可の基準

条例第8条第1項の規定による占用等の許可は、法定外水路の管理上支障がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 占用等の目的が公共性又は公益性を有している場合
- (2) 占用等の行為が必要やむを得ないと認められる場合

4 工作物等の定義

条例別表中の「工作物等」とは、当該工作物等を設置することによって法定外水路の原状回復が困難なものとなる堅固な工作物、物件又は施設をいうものとする。

5 占用料が減免される通路の必要最小限の範囲

規則第17条第2項の規定による市長が必要最小限の範囲内にあると認める通路は、幅員4メートル以内の通路及び幅員4メートルを超える通路のうち幅員4メートルに相当する部分とする。ただし、次の各号に掲げる市長が必要やむを得ないと認める場合は、幅員6メートル以内の通路及び幅員6メートルを超える通路のうち幅員6メートルに相当する部分とする。

- (1) 公道の状況等により、幅員4メートル以内の通路では車両の出入りに支障が生じる場合
- (2) 大型車両の通行の用に供する必要がある場合
- (3) 条例及び規則の施行前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定による許可を受けていて、継続して条

例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けようとする場合
(4) その他市長が必要やむを得ないと認める場合

6 委任

この要領に定めるもののほか、法定外水路の占用等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。